

東濃西部少年センターの紹介

東濃西部少年センターでは、三市 200 名の少年指導員さんと共に、関係公的機関や各種団体との連携を深め、子ども・若者の健全な育成支援のために次のような業務を行っています。

業務の3本柱

「声かけ活動」

「少年センターのおじさん、おばさんです」

「声かけ活動」のねらいは、青少年の育成支援と迷惑行為、不良行為の防止です。気軽な声かけ、挨拶による相手との信頼関係構築を第一としています。黄色いベスト・帽子の指導員さんが定期的に「声かけ活動」に取り組んでいます。

「啓発活動」

「おかえりなさい」「こんにちは」

「若者から若者へ」を合言葉に、若者自らが、主体的に関わる啓発活動を駅周辺で実施しています。「おかえりなさい」と声をかけながらポケットティッシュ等の啓発グッズを配布し、交通安全、非行防止、地域美化の啓発に取り組んでいます。

「相談活動」

「一人で悩まないで」「まず相談を!!」

「あんしんコール」は、携帯からもつながります。「あんしんメール」は、24時間受け付けています。学校、勉強、家庭、いじめ、非行などについて一人で悩んでいませんか？少年センターは、あなたを応援します。力になります。

あんしんコール 0120-873-246 (午前10時～午後5時 日、月曜休み)
 あんしんメール anshin55@crux.ocn.jp (24時間受付)
 本人・保護者の方からのご連絡を待っています。秘密は守ります。

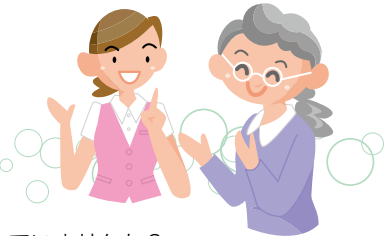


ひとりで悩まないで

消費生活相談窓口

平成24年10月より巡回相談をしています

秘密厳守!! 専門の相談員が対応します!!

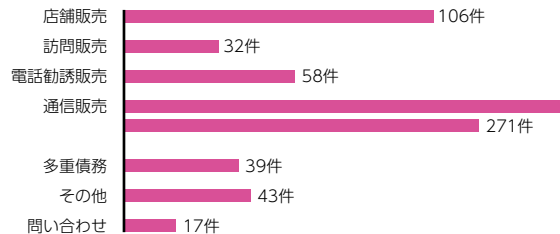


事業者との契約やインターネットでのトラブル、借金問題など、誰に相談していいのかわからないで悩んでいませんか？消費生活相談窓口では、事業者との契約トラブルや借金問題などを相談することができます。もちろん無料！資格のある専門の相談員が対応し、秘密も厳守。契約前の相談にも応じることができるので気軽に利用できます。事業者との交渉への助言、場合によっては事業者との間に入り、話し合いのお手伝いもしています。

平成25年度の相談

最近の相談では、通信販売や店舗販売での契約トラブルが目立ちます。消費者自ら商品を購入したり、契約をしているため、クーリング・オフなど無条件解約は適用されません。

事業者の信用性の有無を確認することや、支払う前に再度契約内容を見直すなど、消費者も、自分の身を守る消費者力を養う必要があります。インターネットの普及により、複雑な取引も増えています。常にアンテナをはり、情報収集することも大切です。



各市窓口のごあんない 時間 / 10:00 ~ 16:00 相談料 / 無料 ※居住地以外の窓口を利用することもできます。
 相談 / 原則予約制 予約 / 住民登録地の窓口

月・金曜日 多治見市役所 / 22 - 1111 (内線 1155) 木曜日 土岐市役所 / 54 - 1111 (内線 186)
 火曜日 瑞浪市役所 / 68 - 9748 (直通) 68 - 2111 (内線 341)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org